

「杉並区久我山一丁目における都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」質疑回答

No.	種別	質問事項	回答
1	障害	開設時からの、①想定利用者数ならびに、②医療的ケア者数（主な疾患名）をわかる範囲で教えて頂きたい。	①利用者は段階的に受入れする予定です。開設時の想定利用者数は他の施設からの移行者を含めて40%程度、3年後には90%に達する見込みです。 ②杉並区では、医療的ケアの項目を以下の10項目としています。 ㊦吸引 ①経管栄養（水分を含む） ㊧導尿 ㊨エアウェイ装着及び管理 ㊩酸素吸入及び管理 ㊪薬液の吸入 ㊫気管切開部の衛生管理 ㊬胃ろう・腸ろう部の衛生管理 ㊭専門的管理が必要なストーマ装具（人工肛門・人口膀胱）の交換 ㊮血糖測定器の作動の確認及び数値の観察 この内、主に㊦、㊪、㊫、㊬を想定しています。
2	障害	開設から5年目までの特別支援学校からの利用対象児数（卒業生数）を教えて頂きたい。	新施設を含めて、生活介護利用となる特別支援学校卒業生は毎年度7名程度見込んでいます。
3	障害	利用契約者の地域割り及び他区からの受入の考え方について教えて頂きたい。	利用者の住まいに近い施設に通所することが望ましいとの考え方から、地域割りの目安として送迎時間が片道1時間以内を想定しています。 他区からの受入れについては、杉並区の計画事業の一つであり、施設整備補助対象であることから利用者は区民を優先とします。
4	障害	基本の職員配置を3対1とする説明があったが、人員配置体制加算（I）の算定体制を整えるよう指示があった。基本の職員配置は1.7対1としてよろしいか。	基本の職員配置は3対1ですが、利用者の高齢化、障害の重度化による状況の変化に対応できるよう、職員配置は1.7対1としてください。
5	障害	資料1で説明のあった職員増員最大4名分（常勤加算4.0）の人員費補助が上記にあたりと考えるがその解釈でよろしいか。	重度障害者の受入れによる職員増員の人員費については、以下の基準により非常勤職員人員費相当額を運営費として補助する予定です。 利用者 4人までは1名分 5人から14人までは2名分 15人から24人までは3名分 25人以上は4名分
6	障害	人員費補助は増員した場合に限定されるのか。事業開始から3年間の期間限定のものであるか教えて頂きたい。	人員費補助は増員した場合に限定されます。補助期間については限定ではありません。
7	障害	事業開始後3年間の定員の9割を基準とした空床保証について、利用定員を40名とした場合でも、定員に併せて適応するか教えて頂きたい。	利用定員に合わせて適応します。
8	高齢	「看護小規模多機能型居宅介護事業所」と「小規模多機能型居宅介護事業所」ですが、補助金額は同額でしょうか。	同額です。
9	高齢	開設当初に想定される「認知症高齢者グループホーム」の利用契約者数及び小規模多機能型居宅介護の登録者数を教えて頂きたい。把握されている利用希望者数（待機者数）でも結構です。	「書類作成上の留意点」の「9 収支見込シミュレーション・積算根拠（収入）」（注5）に記載しているとおり、開設当初の稼働率は、認知症高齢者グループホームは30%以下、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所は、10%以下を見込んでください。 利用希望者数（待機者数）は、把握しておりませんが、区内施設の入居状況は満床に近く、また今後の高齢者人口の増加に伴い需要は高くなると見込んでいます。
10	障害 その他	杉並区の補助は、社会福祉法人のみとの説明があったが、＜区の補助制度＞の（1）～（4）までのどの項目か、全てに該当するのか。	社会福祉法人を対象とする杉並区の補助は、現在の補助要綱では＜区の補助制度＞の（3）生活介護と（4）地域開放スペースが該当します。
11	全般	既存運営施設の指導検査、改善報告書（過去3か年）、既存運営施設の第三者評価「改善すべき事項」（過去3か年）について、全施設数が多くなるため、提出書類が膨大になります。都内で運営する事業所（本事業に該当する事業種別）のみの提出は可能か。	全ての施設分のご提出をお願いします。

No.	種別	質問事項	回答
12	全般	既存運営施設の職員離職率及び改善策（過去3か年）、既存運営施設の運営推進会議の実施状況・研修参加状況（過去3か年）について、全施設数が多くなるため、提出書類が膨大になります。都内で運営する事業所（本事業に該当する事業種別）のみの提出で可能か。	今回、公募の対象である認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び生活介護（自由提案による併設施設がある場合、当該事業種別も含む。）について、都外も含め全ての事業所分の提出をお願いします。なお、例えば、法人の既存事業に生活介護がなく、障害者事業で提出対象がない場合は、都外も含めた全ての障害者事業分の提出をお願いします。
13	障害	障害者福祉における①対象とすべき地域とその障害者数、②①に該当する方たちは現在どこでサービスを受けているのでしょうか。③競合する（と思われる）施設・事業所の実態を教えてください。④今後の需給見通しについて区の方の考えをお教えてください。	①18歳から64歳の愛の手帳所持者は、1度：48名、2度：554名、3度：400名です。地域別の資料はありません。 ②主に就労継続支援施設A型、B型、障害者通所施設（生活介護）、障害者支援施設等のサービスを利用しています。 ③令和2年4月1日現在の生活介護通所施設の定員と現員の状況は、以下のとおりです。 ㊦すぎのき生活園 定員84名、現員82名 ㊧あすなろ作業所ぽぷら 定員20名、現員16名 ㊨しもたか希望の家ibuki 定員20名、現員3名 ④特別支援学校の卒業生が毎年7名程度が生活介護サービスを希望しています。また、就労継続支援施設B型等に通所している利用者の高齢化に伴う障害の重度化等により生活介護への移行及び転入により毎年1名程度の増を見込んでいます。
14	高齢	当該事業所の対象範囲は高井戸地域なのでしょうか。その地域に要介護高齢者が何人くらいいるのでしょうか。その方々は、現在どこでサービスを受けているのでしょうか。高井戸地域は、特別養護老人ホーム4施設、認知症高齢者グループホーム11施設、（看護）小規模多機能型居宅介護6施設あるが、さらなる需要はどのように予想されているか。杉並区は、町丁別、男女別人口は公表されていますが、年齢別については、確認できません。将来の需要の推測についてご教示ください。	対象地域は、高井戸地域となります。地区ごとの要介護高齢者人口はありませんが、高井戸地域の高齢者人口は令和2年4月1日現在、約21,000人となっております。区内での高齢者人口及び高齢化率が一番高い地域となっております。今後、高齢者人口の増加に伴い需要は高まると想定しています。
15	高齢	認知症高齢者グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護はともに、地域密着型サービスであるため、当該敷地が三鷹市と世田谷区の境界に位置することから、利用者を2自治体からも受け入れることを検討していただけるか。	杉並区民の優先的な入居及び利用の受入をお願いします。
16	障害	生活介護事業は、定員40名の事業を行う場合、助成見込額は下記の考えで良いか。 （3）生活介護 ア障害者（児）施設整備補助 補助単価（一人当たり）4,670千円×40人＝186,800千円	4,670千円×定員の額が基準額となり、補助の上限となります。対象経費等に3/4を乗じて算出した額と、基準額を比較して少ない方の額の範囲内で補助する予定です。
17	障害	生活介護事業は、定員40名の事業を行う場合、助成見込額は下記の考えで良いか。 （3）生活介護 ア障害者施設整備補助 補助単価（一人当たり）778千円×40人＝31,120千円	お見込のとおりです。
18	障害	（2）杉並区の補助制度 ②施設運営安定化補助は定員を40名に設定した場合も対象となるか。	対象となります。
19	障害	生活介護の職員体制について、「「人員配置体制加算（I）」が算定される体制を整えてください。」とあるが、事業開始年度の職員体制は、時点の利用者実人数に対しての職員配置1.7:1以上は維持しながら、事業開始年度の利用人数に鑑みて、指定申請での職員配置は3:1として申請は可能か。	可能です。
20	障害	生活介護事業の職員構成、配置体制について、常勤職員の「施設長」「看護師」「作業療法士」「理学療法士」「栄養士」「事務」については、常勤職員であれば、生活介護専従ではなく、他事業との兼務は可能であるか。	「施設長」、「看護師」は、生活介護専従としてください。
21	全般	貸付対象地の一部は、玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画によって、接道より歩道状空地2.5m、緑地2.0mの整備を行うため、併せて接道より4.5mの任意後退が求められる。上記により生じる歩道状空地135.6㎡、緑地108.4㎡を併せた244㎡福祉事業として活用しない土地となるが、貸付対象となるか。	玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画により、設置を求められる歩道状空地、環境緑地に要する面積についても貸付面積に含まれます。

No.	種別	質問事項	回答
22	全般	事業者説明会資料1にて、1土地の貸付料として、土地賃借料価格月額が示されていた。土地賃借料価格月額は、要項31ページ「所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（高齢）」第12条2項に基づく併設病院等を整備する場合の減額適用後、減額適用前のどちらの金額か。	事業者説明会でお示しした土地貸付料参考額は、実施する事業が全て減額対象であることを前提として、減額適用した金額です。
23	全般	書類作成上の留意点 特に注意する事項の（2）の借入金総額の範囲は区市町村からの償還補助を除いて事業費の2分の1を超えない範囲であること。とあるが、事業費というのは、＜確認資料＞6の事業費・資金調達内訳等一覧表に於ける事業費合計のことなのか。	お見込みのとおりです。
24	全般	書類作成上の留意点 特に注意する事項において、（3）の計画に必要な運転資金を年間事業費の12分の3以上、自己資金として用意すること。とあるが、（4）の充当可能な自己資金とは別なのか、それともそれに含むのか知りたい。	含みます。
25	全般	現金化可能な資産（土地）があるが、充当可能な自己資金として計上可能と考えるがどうか。 また、上記内容以外での自己資金の充当方法はないか。	応募申込提出時点で、既にその土地の購入者及び購入額が決定している場合に限り、自己資金として計上して頂いて構いません。ただし、その場合、計算上、土地と現預金に二重計上はできません。 計上される場合は、金額等確認できる資料をご提出ください。
26	全般	小規模多機能、生活介護、グループホーム、地域開放スペースの共用としての運用は可能か。 玄関、エレベータホールの共用運用、エレベータ、リフト（食事搬送）の共用運用、厨房の共用運用、浴室の共用運用	運営に必要な設備は原則専有ですが、建物全体としての玄関、エレベータホール、エレベータ等（以下「共用玄関等」という。）の共用は、感染症対策、利用者の安全確保等に十分配慮がされる場合、認められる場合があります。ただし、共用玄関等とする場合、建物内に、各施設ごとに改めて専用玄関（入口）（認知症高齢者グループホームについては、ユニットごと）を設置することが必要です。また、共用玄関等で各施設の利用者・入居者が混在しないよう送迎時に出入するタイミングをずらすなどの工夫の検討が必要です。 また、建物内の各施設スペースにおいても、各施設の利用者・入居者の動線が混在しないようにしてください（例えば、小規模多機能型居宅介護・生活介護スペースを通らないと認知症高齢者グループホームへの出入りができない等）。 厨房については、一般的に共用は認められていますが、認知症高齢者グループホームは、ユニットごとに台所の設置が必要です。 また、小規模多機能型居宅介護において利用者が使用する台所を設置する場合、共用はできません。 浴室については、小規模多機能型居宅介護、生活介護、認知症高齢者グループホームでの共有は認められていません。
27	その他	地域開放スペースに附属させるべき機能（洗面、更衣など）はあるか。	地域開放スペースの設備については、必置の機能はないが、地域住民にとっての使い勝手（トイレ、パントリー等）や防犯対策、感染症対策等に配慮の上、設計、提案してください。
28	障害	生活介護の床面積（仮）約900㎡は必須か。	生活介護全体の必要面積は、公募上、特に定めていないため、定員数設定と受入れ区分に応じて必要な面積の確保をお願いします。
29	障害	杉並区による単独整備費補助について、事業者説明会資料記載の①～⑤の整備費補助の協議はいつの実施予定か。	①～④は、令和4年8月頃、⑤については、令和3年8月頃を予定しています。
30	障害	杉並区によるバスの借上げ費用補助について、費用補助対象のバスの借上げについては、台数制限があるか。	台数に制限はありません。
31	全般	杉並区による土地賃借料補助について、説明会では、面積按分について高齢者施設分と障害者施設の割合を50対50を想定していると有りましたが、実際の土地賃借料補助に竣工施設の高齢者施設分と障害者施設床面積の割合にて面積按分が変更されるか。	お見込みのとおりです。
32	障害	【様式13-1】収入見込算定根拠について、生活介護事業においては、様式に単位単価の入力スペースがないが、当方で入力スペースを他事業と同じように設定可能か。	入力スペースの設定は可能です。

No.	種別	質問事項	回答
33	高齢	【様式13-1】収入見込算定根拠について、様式内では「介護福祉施設サービス費/1日」とあるが、加算のうち月額加算（口腔ケア加算等）が生じた場合、算出方法は、月額単価の単位数を出す場合、月額単価×12ヶ月÷365日とし、端数切捨てとした方が良いか。	月額加算を計上する場合は、月額にて入力してください。（入力書式は無視して頂いて構いません。）算出方法は、以下で計上し、サービス費名称の横に「月額」などと分かるように記載してください。「定員×12月×稼働率×加算単価×単位単価」
34	高齢	【様式13-1】収入見込算定根拠について、看護小規模多機能型居宅介護の機能として訪問看護を同時に指定申請した際、看護師を2.5人配置した場合は、両事業とも人員基準を満たすと書いてあります。訪問看護の収入は見込むうえで、看護小規模多機能型居宅介護配置の看護師2.5人を除いた1.5人分の収入を想定して記載するのか。	訪問看護事業を設置する場合には、指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準に則った適正な職員配置を行い、看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供に支障のない範囲の割合で算定し、任意の事業として収支見込シミュレーションの作成をお願いします。
35	高齢	【様式13-1】収入見込算定根拠について、医療連携加算（I）を取る場合、訪問看護とグループホームの連携として、看護師の常時1人（24時間）の配置が必要か。	医療連携体制加算Iを算定するには、グループホームの従業員または医療機関、訪問看護ステーションに在籍する看護師と連携し、24時間の連絡体制を確保する必要があります。医療連携体制加算の要件のご確認をお願いします。
36	高齢	認知症高齢者グループホームについて、予定地の立地条件を見越して、他区・他市にも隣接していることから杉並区民に限らず入居を希望する方を聞き入れることは可能か。	杉並区民の優先的な入居の受入をお願いします。
37	高齢	看護小規模多機能型居宅介護について、予定地の立地条件を見越して、通い、訪問、宿泊サービスを行うに当たり、他区、他市にも隣接していることから杉並区民に限らず、利用を希望する方の利用を聞き入れることは可能か。	杉並区民の優先的な利用の受入をお願いします。
38	高齢	「指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準」第90条第4項により、認知症高齢者グループホームの定員と看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊定員が9人以内であり、それぞれの事業所が同一階に隣接し、一体的な運用が可能な構造である場合は夜勤者を兼ねることができるか。本公募施設で同一階で、認知症高齢者グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護にて、同一法人の管理監督下での一体的な運営が出来る場合は夜勤者を兼ねることができるか。なお、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護の階が違う場合は、夜勤者の職務を兼ねることができるか。	第90条4項では認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護の合計定員が9人以内の場合、夜勤職員の兼務が可能との解釈が示されていますが、今回、認知症高齢者グループホームは2ユニット18人定員となるため、夜勤の兼務は不可と考えております。指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準に則った適正な職員配置をお願いします。
39	障害	利用者の募集等について、障害者施設を運営に対する区から助成を踏まえ、区民の優先利用を図るため、原則として、杉並区が募集・推薦を行いますとあるが、利用者の入所決定については、入所決定に当たっては、運営法人側に入所決定権があるという認識で良いか。	原則として、利用者については区民優先とし、区が募集・推薦を行い、最終的に運営法人が決定します。決定権は運営法人にあります。
40	障害	利用者の募集等について、障害者施設を運営に対する区から助成を踏まえ、区民の優先利用を図るため、原則として、杉並区が募集・推薦を行いますとあるが、法人自ら広報を行うことや杉並区外から入所を受け入れることは可能か。	原則として、利用者については区民優先とします。法人が広報を行うことや利用者を募集する場合は、事前に区と協議をしてください。
41	高齢	認知症高齢者グループホームのユニット数及び定員数を3ユニット/定員27人に増やすことが可能か。	今回の計画にあたっては、2ユニット/定員18人としてください。